平成25年2月1日

各　　位

会 社 名　　株式会社 東 北 銀 行
代表者名　　取締役頭取　浅　沼　　新
（コード番号　８３４９　東証第一部）
問合せ先　　経営企画部長　高橋　淳悦
（TEL．019－651－6161）

平成24年9月期における経営強化計画の履行状況について

株式会社東北銀行（頭取　浅沼　新）は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づき、平成24年9月期における経営強化計画の履行状況をとりまとめましたのでお知らせいたします。

詳細につきましては、別添「経営強化計画の履行状況報告書」をご参照ください。

以 上

経営強化計画の履行状況報告書

平成２４年１２月

東北銀行

目 次

１．平成 24 年 9 月期中間決算の概要 1
(1) 経営環境及び当行の取組み体制 1
(2) 決算の概要 1
２．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況 4
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策 4
①中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策 4
②中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制 6
③担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策 7
(2)被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策 10
①被災者への信用供与の状況 10
②被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策 14
(3)その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策..... 29
①創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策 29
②経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策 33
③早期の事業再生に資する方策 34
④事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策 35
３．剰余金の処分の方針 36
４．財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策..... 36
(1)経営管理に係る体制及び今後の方針 36
(2)業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針 36
(3)与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む）及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びに今後の方針 36

１．平成 24 年 9 月期中間決算の概要

１．(1)．経営環境及び当行の取組み体制

平成 24 年度上期における岩手県経済は、東日本大震災から 1 年超が経過し、沿岸被災地の港湾・道路等の復旧工事や民間の設備対応、さらには住宅の建替えや貸家建築を中心とした建設投資が伸び、着実に回復歩調を辿っています。一方で個人消費や生産活動においては持ち直しの動きが弱まってきております。また日本経済は海外経済の減速や円高の長期化を背景に輸出や生産の停滞感が強まるなか、輸出関連企業の業績悪化等により、不透明感が増してきております。

平成 24 年度下期においては引き続き復興関連工事の公共投資が見込まれており、今後の復興計画の進捗にともなう復興関連に係る直接・間接の波及効果により、岩手県内経済の押し上げが期待されております。

そうした中、当行では「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」という経営理念のもと、震災復興に向けた地域への資金供給に万全を期し、国と一体となって復興を推し進めるため、平成 24 年 9 月に国による 100 億円の資本参加を受け、被災者の事業・生活の再建支援や地域経済の活性化を使命として、スピード感をもって復興支援策の遂行に努めております。

被災で甚大な被害を受けた店舗につきましても、今年 8 月に高田支店を新築移転させたほか、今後も大船渡支店、釜石支店と順次店舗の新築移転を予定しており、地域に不可欠な金融機能の拠点として整備を行ってまいります。

また、今年 7 月には基幹システム更改を完了させたことから、お客様の利便性を高めるとともに、きめ細かい金融サービスの提供を行ってまいります。

１．(2)．決算の概要

a　預金・譲渡性預金

預金等残高（譲渡性預金含む）は、法人、個人及び公金のすべての預金者別区分で増加しており、全体で7,229億85百万円（前期比252億43百万円）となりました。

b　貸出金

貸出金残高は、復興に伴う本格的な資金需要が遅れる中、被災企業の補助金受給までのつなぎ融資、個人の賃貸住宅建築資金、地方公共団体向け融資や市場性融資での運用により、全体で4,910億40百万円（同143億33百万円）、中小企業向け事業性貸出は2,553億44百万円（同12億28百万円）となりました。

【資産・負債の状況】　　（単位：百万円）

	24年9月末			24年3月末	23年9月末
	実績	24年3月末比	23年9月末比	実績	実績
資　　産	787,380	17,779	31,283	769,601	756,097
うち貸出金	491,040	△4,422	14,333	495,462	476,707
中小企業向け事業性貸出	255,344	△4,543	1,228	259,887	254,116
うち有価証券	182,588	3,541	5,966	179,047	176,622
負　　債	758,601	7,582	20,569	751,019	738,032
うち預金等	722,985	6,142	25,243	716,843	697,742
うち社債・借用金	25,360	1,000	1,142	24,360	24,218
純 資 産	28,779	10,198	10,714	18,581	18,065

c　預り資産

お客様の幅広い資産運用ニーズにお応えするため、一時払い終身保険の新商品の追加や投資信託の入替えなど、商品ラインナップの充実を図りました。これにより、保険商品は576億8百万円（同113億69百万円）、投資信託は168億76百万円（同24億39百万円）、預り資産残高合計は832億21百万円（同124億44百万円）となりました。

（※）保険商品は販売額の累計を残高としております。

d　損益

経常収益は68億82百万円（同△7億75百万円）となりました。主な要因は、貸出金では被災地の復興需要が本格化しておらず事業性貸出金の資金需要が弱いことや他金融機関との競合及び市場性貸出の増加により貸出金利が低下していること、有価証券運用においても利回りが低下したことにより、運用利回り全体が低下したためです。また、前期比で大きく減収となった要因は、前期は震災から6か月経過し被災地の状況把握の進展から、平成23年3月期で計上した震災による予防的引当金の一部取崩や償却済債権の大口回収などが臨時収益に計上されたことによります。

経常費用は62億47百万円（同△3億14百万円）となりました。本年7月に基幹システム更改を実施し、投資資産にかかる減価償却費用や消耗品等の一時費用が発生したため営業経費は50億88百万円と前期比4億46百万円の増加なっております。一方で含み損の解消が見込めない債券や株式の売却損・償還損・償却費用が3億32百万円と前期比△5億92百万円減少したため経常費用は前期比で減少しております。

上記により、経常利益は6億34百万円（同△4億61百万円）となりました。また、旧システム関連除却費用を含む73百万円が固定資産処分損として特別損失に計上されたことなどから、中間純利益は2億96百万円（同△4億33百万円）となりました。

e　自己資本比率

国の資本参加による第一種優先株式の発行により「資本金」及び「資本準備金」それぞれ50

億円増加し、同額が「基本的項目（Tier Ⅰ）」を増加させたことから、自己資本比率は単体で12.00％（同2.80ポイント）、連結で12.67％（同2.85ポイント）となりました。

f　金融再生法開示債権

東日本大震災の発生から1年6か月が経過し、復旧・復興に向けた支援として岩手産業復興機構等を活用した債権売却や中小事業者への事業計画策定支援を進めた結果、金融再生法開示債権は242億31百万円（同△22億82百万円）となりました。なお、総与信に占める開示債権比率は4.87％（同△0.62ポイント）となりました。

g　与信費用等

一般貸倒引当金純繰入額は、要注意先に分類されていた被災事業者の事業再開によるランクアップやその他回収による同分類先債権額の減少を要因として戻入となりました。個別貸倒引当金純繰入額は、平成23年3月期に震災の影響を受けた事業者を保守的に見積り債務者区分を破綻懸念先にランクダウンさせておりましたが、設備が復旧し営業活動の再開で財務内容が改善された事業者や各機構等への債権売却で債務が軽減され実現可能な事業計画の策定によるランクアップ等で、同分類先債権額が減少したことを要因として戻入となりました。

【平成24年9月期における決算業績（単体）】　　（単位：百万円）

		23/9期 実績	24/3期 実績	24/9期 計画	24/9期 実績	計画比	前期比
業務粗利益		5,651	11,155	5,760	5,798	38	147
	うち資金利益	4,950	10,065	4,950	4,860	△90	△90
	うち役務取引等利益	532	1,090	600	592	△8	60
経　　費		4,642	9,263	5,040	5,088	48	446
コア業務純益		844	1,900	510	366	△144	△478
一般貸倒引当金繰入額		0	0	0	0	0	0
業務純益		1,008	1,891	710	709	△1	△299
臨時損益		89	36	△100	△71	29	△160
	うち不良債権処理額	178	361	120	10	△110	△168
	うち株式等関係損益	△546	△946	△30	△320	△290	226
	うち貸倒引当金戻入	543	991	0	180	180	△363
	うち償却債権取立益	265	337	40	53	13	△212
経常利益		1,095	1,924	620	634	14	△461
特別損益		△25	△84	△60	△79	△19	△54
当期（中間）純利益		729	780	320	296	△24	△433
利益剰余金		4,574	4,432	4,510	4,493	△17	△81

２．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

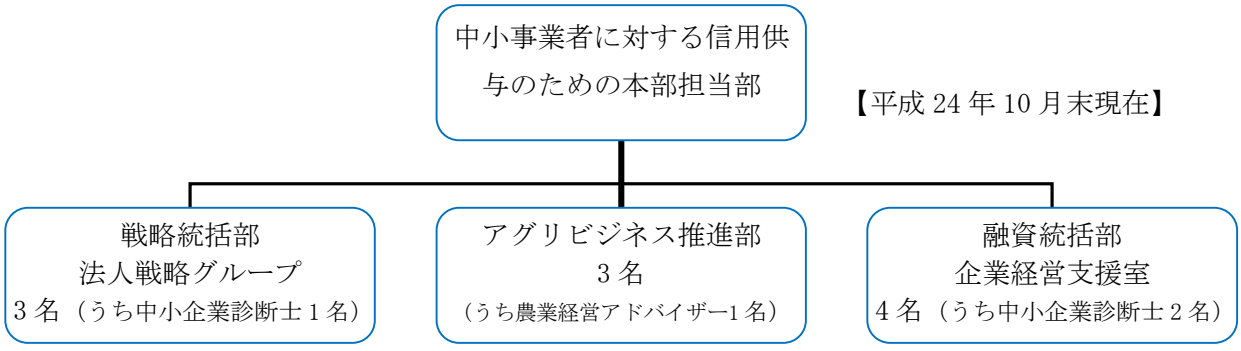
２．(1)．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

２．(1)．①中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のため、各営業店に対するサポート体制を構築するため本部に以下の部室を設置し、中小規模の事業者への資金供給やソリューション提供及び経営改善支援等に努めております。また、平成 24 年度を「復興元年」と位置づけ、復興支援という大命題に応えるため、現行の中期経営計画を 1 年延長して地域の復興、再生支援に向けた取組を強化しております。

【中小事業者に対する信用供与のための本部体制】

戦略統括部	法人戦略グループにて環境ビジネス支援、医療・介護ビジネス支援に関する営業店サポート、新たな融資手法等の考案等。
アグリビジネス推進部	アグリビジネス推進に関する営業店サポート、ビジネスマッチング等を通じた中小規模の事業者に対する支援等。
融資統括部企業経営支援室	特定企業に対する経営改善支援や事業再生支援、被災地域における企業の再生支援に向けた営業店サポート等。



なお、震災復興への取組においては別途「震災復興推進本部」を設置し、各部が横断的な体制を構築し、中小事業者の信用供与に対し取組んでおります。

≪戦略統括部における取組み≫

中小事業者の信用供与においては戦略統括部内の「法人戦略グループ」が中心となり、当行のビジネスモデルである「地域産業の創出」、「中小企業の支援」の両面から中小事業者に対しての取組支援を行いました。

「環境ビジネス」支援に向けた取組では当行が排出削減共同実施者として参画した「国内クレジット制度」において東北の地方銀行では初めて地球温暖化防止に繋がる温室効果ガスの削減実績が「国内クレジット」として認証されました。当行は認証された「国内クレジット」の購入等を通じ、環境保全に積極的な地元中小事業者と協働での取組を行うことで地域社会の貢献に努めました。また、震災以後、注目されている再生可能エネルギーに関しても、補助金事業等の各種制度の情報発信を行う等、中小事業者のニーズに対応できるような体制を整備しております。

「医療・介護ビジネス」支援に向けた取組では「医療・介護ニュース」を継続的に発行し、各種制度変更等の情報発信から医療・介護事業者の経営課題解決に向けた取組の支援に努めております。その他の分野においても「PFI」、「PPP」の取組支援、「ファクタリングシステム」、「中堅企業格付取得の支援」、「M&A」等付加価値の高い企業サポートを実施する体制を整え、中小事業者への支援体制を強化しております。

≪アグリビジネス推進部における取組み≫

平成17年より他金融機関に先駆けて「アグリビジネス支援」に着手しており、中小事業者に対する信用供与に向け、アグリビジネス推進店の設置、農業経営アドバイザー資格の推奨等の体制整備を行ってまいりました。農業経営アドバイザー資格者は平成24年8月、新たに2名が資格を取得し、総勢14名（うち女性1名）となり資格取得者は地方銀行の中でもトップクラスとなっております。14名のうち13名を営業店に配置し、各地域のお客様の経営課題解決に向けた取組に対し、コンサルティング機能を発揮する体制の強化を図ってまいりました。また、平成24年5月に農林水産事業者や食品関連事業者32社からなる「とうぎんアグリビジネスクラブ」を立ち上げ、販路支援を強力に推し進めていく体制を整えました。被災地の水産加工業者等では震災による休業のため、販路が回復できないなどの課題を抱えており、当クラブの会員企業には被災企業も含まれていることから、会員企業同士のビジネスマッチングや各種商談会、物産展等の案内、各種団体との連携を強化し、中小事業者の販路支援にこれまで以上に積極的に取組んでまいります。

≪融資統括部企業経営支援室における取組み≫

融資統括部企業経営支援室（以下：企業経営支援室）では、被災企業、経営改善・事業再生支援先企業等に対しての経営改善計画の策定支援、支援先の直接訪問によるモニタリング、各営業店への臨店などを通じ、被災企業等の早期事業再建の支援を行ってまいりました。また企業経営支援室は「岩手県産業復興センター」の窓口となっており、東日本大震災事業者再生支援機構、岩手（宮城）産業復興機構等を活用した被災地企業の二重債務問題解決へ向けた取組みに対し支援を行っております。

「貸出資産の維持・健全化」へ向け各営業店と不良債権先に対する取組方針協議を行い、資本性借入金活用の検討、資産改善のサポートや債権者間調整を要する中小事業者に対しては外部の専門的なノウハウを活用するべく「岩手県中小企業再生支援協議会」との連携を強化し、取組支援を行っております。

２．(1)．②中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

中小事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制としては、半期毎に開催する「支店長会議」において施策および各種数値計画の通知を行い、「グループ会議」で進捗状況の管理をしております。取組結果については営業業績評価を行い、営業店・行員のモチベーション向上に努めております。

Ⅰ　取締役会・常務会

取締役会は原則毎月1回、常務会は原則毎週開催し、取締役会は社外監査役3名を含む監査役5名、常務会は常勤監査役2名が出席しガバナンスの強化を図っており、中小事業者への信用供与を含む中期経営計画に基づく業務計画について進捗状況を付議しております。平成24年度上期においても期中に業務計画の進捗状況の確認並びに以後の改善策・推進策等をチェックしております。

Ⅱ　支店長会議・グループ会議

全営業店及び本部の部室店長を対象に「支店長会議」を半期毎に開催しており、中期経営計画及び重要施策について徹底を図っております。また全営業店の支店長または渉外課長を対象に各種施策の進捗状況を確認する地域ごとの営業店で構成する「グループ会議」を半期に2回程度開催しており、平成24年度上期においても2回開催しました。「グループ会議」では進捗状況の確認に加え、中小事業者に対する積極的な信用供与に向けての各支店長等の意見交換会も実施しました。

Ⅲ　業績評価

当行では地方公共団体向け貸出金および資金運用を目的とした市場性貸出金を除く貸出金を一般貸出金と定義しております。営業業績評価は中小企業・個人向け貸出金の構成からなる一般貸出金、中小事業者の取引拡大を目的とした新規法人融資先数に重点を置いた評価体系としております。また、前述の定量的な評価に加えて、平成24年度上期は「復興支援の取組状況」、「付加価値提供等顧客とのリレーションの状況」、「金融円滑化の取組状況」等において取組実績が顕著な営業店を評価する体系（定性的な評価）としました。定性的な評価については毎期見直しを行い、平成24年度下期は「各種機構等を利用した取組」を評価に組み入れる等各期の業務計画に沿った評価体系としました。

２．(1)．③担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

担保又は保証に過度に依存しない融資の促進、および中小規模の事業者の需要に対応した信用供与につきましては、地域密着型金融を推進するなかで積極的に取組んでおります。

Ⅰ　ＡＢＬ（動産担保融資）

当行では、担保や保証に過度に依存しない融資手法として ABL に取り組んでおり、経営情報の共有による経営サポートを行い、企業のキャッシュフローの源泉を把握した適正な企業判断により安定資金、成長資金としてご提案するとともに、資金提供だけでなく、モニタリングを通してお客様の経営状況、問題点を把握し、共通の認識を持ったうえでの対話によりお客様との信頼関係を深め、さらなるコンサルティング機能の発揮に努めております。

【ＡＢＬを活用した被災地における支援事例について】

◆食料品製造（水産食料品製造）業のお客様
お客様は岩手県沿岸地域の中でも大規模な水産加工会社で、津波により甚大な被害を受けましたが、平成 23 年 7 月より操業および従業員の雇用を再開するなど、他社に先駆けた事業の復旧を行い、同地域の雇用創出にも貢献しております。 当行ではメイン行として、在庫・売掛金等の推移や変動を通じてお客様の経営状況を適時適切に把握し、タイムリーかつ過不足のない資金供給をおこなうために、ABL を活用しイカやサンマ等の水産加工品を担保として 1 億円の運転資金枠を平成 24 年 8 月に設定し、事業の本格的な再開に向けた支援を行いました。

Ａ　流動資産担保融資スキームの構築について

一般担保化の要件を満たす体制を整備し、新たな流動資産担保融資スキームを構築するなど、取組みを強化いたしました。

当行では業務提携しているトゥルーバグループホールディングス株式会社（以下「トゥルーバ」）が提供する動産担保の「簡易評価サービス」を平成 24 年 11 月から活用することで、これまで ABL の課題とされていた動産評価のコストが低下し、さらに客観性の確保、管理レベルの向上、換価手段の確保がなされ、一般担保化の要件が満たされました。

トゥルーバとは売掛債権の評価についても既に業務提携をしており、動産担保、売掛債権担保について、外部評価会社を使ってフル活用する体制が整ったのは、東北地区では当行が初めてとなります。

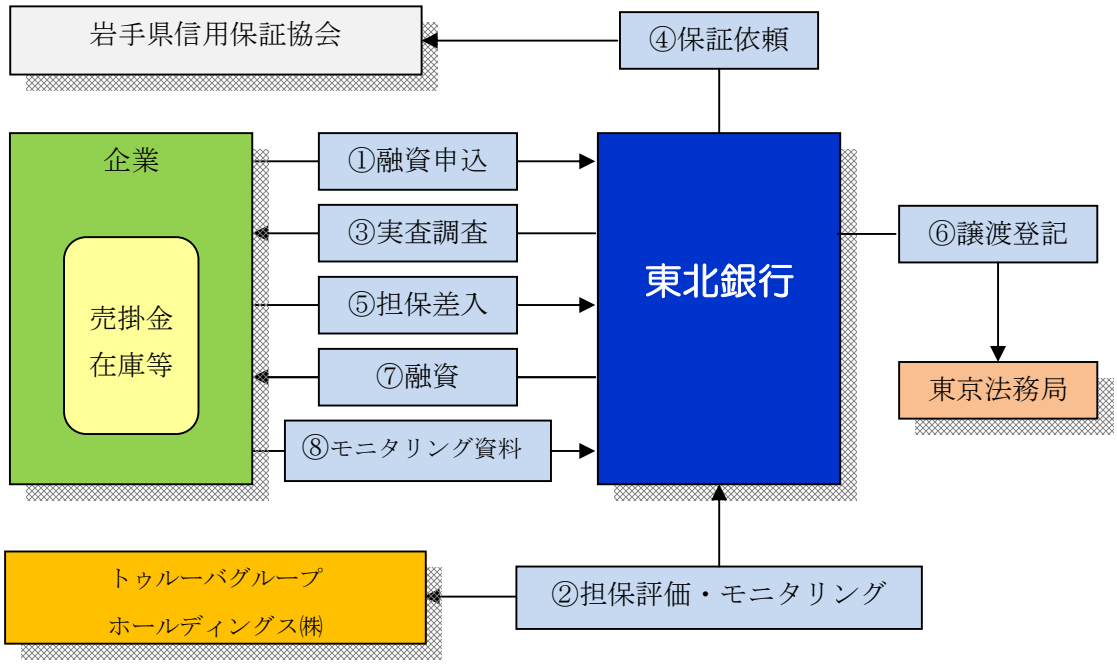
Ｂ　流動資産担保融資保証制度について

当行では平成 24 年 11 月より、当行、岩手県信用保証協会、トゥルーバとの 3 者契約によりトゥルーバの評価サービスを活用し、岩手県信用保証協会の流動資産担保融資保証（以下 ABL 保証）における融資限度額について、通常の在庫等の見積額の 30%から 70%を上限とする取扱いに拡大いたしました。本スキームによる ABL 保証の取扱いは、岩手県内では初めての取組みです。

【流動資産担保融資保証制度の概要】

ご利用 いただける方	換価処分価値のある対象動産を保有する岩手県内の法人の方
担保対象動産	商品、製品、原材料等
お使いみち	事業資金
お借入金額	250 百万円以内
お借入形式	当座貸越
お借入期間	1 年（1 年毎更新）
ご返済方法	随時返済
貸出金利	個別に設定します。
担　保	対象動産に譲渡担保設定のうえ、動産譲渡登記させていただきます。
保　証	岩手県信用保証協会の ABL 保証を活用します。
手数料	流動資産担保取扱手数料、流動資産担保評価手数料、保証料が必要となります。

【流動資産担保融資保証制度のスキーム図】



Ⅱ　シンジケートローン

当行では、これまでお客様の資金調達ニーズの多様化に対応するためにシンジケートローンの組成に取り組んでまいりました。平成 24 年 4 月以降の取扱いはありませんが、今後本格化が想定される復興需要等に対して、地域金融機関が連携して支援していくことも重要であることから、継続して取り組んでまいります。

Ⅲ　ファクタリング

当行では、ファクタリングシステムの取扱いにより導入企業のみならず、納入企業(下請け企業等)も含めた地域のお客様に様々なメリットのあるサービスを提供してまいりました。被災地域で既にファクタリングシステムを導入していた建設業のお客様においては、復興需要に伴う受注増加により、ファクタリングシステムの利用件数が増加したため経費低減等のメリットを享受しております。

Ⅳ　銀行保証付私募債

平成 24 年 4 月以降、銀行保証付私募債の取扱いはありませんが、私募債の発行は一定の要件を満たした優良企業に限定されることから、当行では復興の証しとして信用力の向上に有効であると捉え、継続して推進してまいります。

Ⅴ　各種ビジネスローン

当行では、中小事業者のお客様に対する円滑な資金供給や環境保全への取組みを金融面から積極的に支援していくために、利便性の高い各種ビジネスローンを開発し取組んでおります。なかでも「ビジネスローン 1000」については、幅広な復旧・復興ニーズに迅速かつ円滑に対応するために、取扱金利の見直しも含めて平成 24 年 5 月に改定し「とうぎん復興ビジネスローン 1000」として取扱いしております。

【各種ビジネスローンの実行実績（平成 23 年 3 月～平成 24 年 11 月)】　　（単位：件、百万円）

商品名	取扱件数	実行金額	残高
とうぎん復興ビジネスローン 1000	245（245）	1,586（1,586）	1,387
ご町内ローン 500	136（53）	370（130）	189
とうぎんエコローン	5（2）	309（147）	1,297
とうぎん農業ローン「アグリビジョン」	9（4）	51（21）	39

※（　）内は平成 24 年 4 月～11 月の実績

２．(2)．被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

２．(2)．① 被災者への信用供与の状況

Ⅰ　返済に関する柔軟な対応

Ａ　被災者からの申出により約定弁済を一時停止した実績

震災発生以降、被災された事業者や個人のお客様から、既存融資の返済猶予の申出が相次ぎました。当行は、震災の甚大な被災状況を踏まえ、返済猶予の申出が「震災に伴う理由であること」かつ「約定弁済を停止（据え置き）することに妥当性があること」と判断した場合には、基本的に約定弁済の一時停止に対応する方針を全店に周知し、迅速に受付対応いたしました。

約定弁済の一時停止を応諾したお客様に対しては、個別の面談や事業再生計画の策定支援などを通してお客様の現状・実態を踏まえ、順次、正式な条件変更手続を進めております。

これまでに、完了した条件変更手続に加え、事業環境および生活環境の改善に伴う約定返済の再開、保険金等による繰り上げ返済等により約定弁済一時停止となっている先は、平成 24 年 9 月末で 25 先/5 億 85 百万と震災直後のピークである平成 23 年 4 月末の 499 先/137 億 98 百万円から大幅に減少いたしました。

【約定弁済の一時停止実績】　（単位：先、百万円）

	23年3月末		23年4月末		23年5月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業融資	182	7,777	321	12,200	312	10,486
うち中小企業	179	6,981	317	11,326	307	9,417
住宅ローン	67	743	172	1,591	132	1,447
消費者ローン等	0	0	6	7	5	6
合　計	249	8,520	499	13,798	449	11,940

	23年6月末		23年9月末		23年12月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業融資	245	7,838	109	3,442	58	2,061
うち中小企業	244	7,182	109	3,442	58	2,061
住宅ローン	92	1,043	32	351	19	229
消費者ローン等	2	1	0	0	0	0
合　計	339	8,884	141	3,793	77	2,291

	24年3月末		24年6月末		24年9月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業融資	32	1,195	18	777	13	449
うち中小企業	32	1,195	18	777	13	449
住宅ローン	15	178	12	145	11	135
消費者ローン等	0	0	0	0	1	0
合　計	47	1,373	30	923	25	585

Ｂ　条件変更への柔軟な対応

震災の影響を受け、返済計画の履行に支障をきたしている事業者や個人のお客様からのご相談については、震災直後から弾力的かつ迅速な対応に努めており、当行の事業性融資、住宅ローン利用のお客様について、平成 24 年 9 月末までの累計で 912 件/157 億 34 百万円の条件変更を行いました。

被災されたお客様の生活・事業の再建、復興に向けた取組が地域金融機関の責務であり、今後も返済条件に関するご要望・ご相談に適切かつ十分に対応してまいります。

【事業性融資のお客様】

継続的な訪問による面談や事業再生計画策定支援を通して、経営状況や計画の実現性等を的確に把握し、事業再生に向けて金融機関として適切なアドバイスを行っております。また、中小企業者の利用が多い信用保証協会､他金融機関との連携を図りながら条件変更に関する支援を行っております。

【住宅ローンのお客様】

震災の影響によるお客様の事情を踏まえ､将来にわたって無理のない返済ができるようお客様と十分な話し合いを行い、適切な支援を行っております。また、担保条件、返済期間等の融資要件を緩和した弾力的な対応に努めております。

【融資条件変更実績】　（単位:件、百万円）

	震災後～23年6月迄実績		23年7月～23年9月迄実績		23年10月～23年12月迄実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業性融資	273	5,530	252	4,168	125	1,942
住宅ローン	23	279	23	291	9	104
合　計	296	5,809	275	4,459	134	2,046

	24年1月～24年3月迄実績		24年4月～24年6月迄実績		24年7月～24年9月迄実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業性融資	98	1,744	40	659	55	851
住宅ローン	8	100	3	50	3	15
合　計	106	1,845	43	709	58	866

	震災後～24年9月迄累計実績	
	件数	金額
事業性融資	843	14,894
住宅ローン	69	840
合　計	912	15,734

Ⅱ　震災関連商品

当行では、震災直後から、被災者の復旧・復興に向けた支援を図る観点から、事業資金や住宅・アパート資金、生活再興資金等の震災関連商品を用意し、地域の皆様に対する信用供与を積極的に図っております。今後もお客様のニーズにあった商品開発を行い復興支援に取組んでまいります。

【各種商品の実績（平成 23 年 3 月～平成 24 年 11 月)】　　（単位：件、百万円）

商品名	取扱件数	実行金額	貸出残高
被災者支援特別ローン	4（0）	21（0）	17
うち個人向け	2（0）	8（0）	7
とうぎん奥州市災害復旧資金	25（5）	499（69）	398
とうぎん復興ビジネスローン 1000	245（245）	1,586（1,586）	1,387
とうぎんマリンビジョン	0	0	0

※「被災者支援特別ローン」の法人向けについては、平成 24 年 5 月以降「とうぎん復興ビジネスローン 1000」にて対応いたしました。

※（　）内は平成 24 年 4 月～11 月の実績

Ⅲ　融資実績

当行では、東日本大震災直後より直接的・間接的な被害状況を把握し、被災者とのリレーションを重視し、復旧・復興フェーズやニーズにマッチした支援の取組みを、営業店・本部が一丸となり、迅速且つ積極的に対応しており、震災後から平成 24 年 11 月末までの復旧・復興支援の実行実績は累計で 1,898 件/449 億 56 百万円となりました。

Ａ　事業性融資実行実績

当行では、震災直後から当行独自の事業性融資制度である「復興ビジネスローン 1000」や、「復興アパートローン」の取扱いを開始し、迅速且つ積極的に事業者様へのご融資を行いました。また、信用保証協会保証付融資制度の取扱いや、被災者の負担軽減に繋がる自治体等による利子補給制度も積極的に推進し、復旧・復興フェーズやニーズに応じた対応をしております。

震災後から平成 24 年 11 月末までの復旧・復興支援の事業性融資実行実績は累計で 1,762 件/434 億 86 百万円となりました。

Ｂ　住宅ローン及び消費者ローン等の融資実行実績

当行では、震災直後からマイカーローン及びフリーローンについて特別金利にて対応してきたほ

か、平成 24 年 3 月より当行独自の復興住宅ローンを発売し、平成 24 年 11 月までの住宅ローン及び消費者ローンの実行実績は累計で 136 件/1,468 百万円となりました。

今後、防災集団移転促進事業の進捗に伴い住宅資金需要の本格化が想定されることから、継続して積極的に支援してまいります。

【　復旧・復興資金の実行実績　】

（単位：件、百万円）

	震災以降　～　平成 24 年 11 月末	
	件数	金額
事業性（運転資金）	1,447（294）	31,937（6,705）
事業性（設備資金）	315（148）	11,549（6,256）
うち復興アパートローン「日あたり良好」	26（26）	1,383（1,383）
住宅ローン	50（35）	1,037（896）
うち復興住宅ローン「未来飛行」	36（33）	869（808）
消費者ローン等	86（25）	431（274）
合　計	1,898（502）	44,956（14,131）

※住宅金融支援機構の災害復興住宅融資　受付受理実績 66 件（33 件）/997 百万円（544 百万円）

※（　）内は平成 24 年 4 月～11 月の実績

２．(2)．②被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

Ⅰ　当行の体制

Ａ　店舗の復旧

震災の影響により当行の営業店舗は３ヵ店（大船渡支店、釜石支店、高田支店）が従来地での営業が不可能となり、大船渡支店は大船渡市盛町ショッピングセンター内に移転、釜石支店は釜石市中妻町に移転、高田支店は大船渡支店内に移転（陸前高田市鳴石地区に臨時出張所を設置）し営業を行ってまいりました。

高田支店は平成23年９月より東北地区では初の移動店舗「とうぎんキキララ号」を併設し臨時出張所にて営業を行っておりましたが、平成24年８月６日、陸前高田市竹駒町に店舗の新築移転を行いました。同地は周辺に商業施設等が建設されており、陸前高田市の復興に向けた中心地となる地域です。

なお、高田支店の新築移転により移動店舗「とうぎんキキララ号」は平成24年10月10日より釜石市に移動し営業を行っております。

大船渡支店は移転地が決定し、平成24年度中に新築移転の予定となっております。また釜石支店は、平成25年度中の新築移転を目指しております。

被災地では依然として建設業者の人員不足や資材の高騰などの影響もあり街づくりが進まない状況ではありますが、早期の新築移転による完全復旧に向けて取組んでおります。

店舗名	被災状況	臨時出張所等（平成23年）	営業再開状況
釜石支店	店舗が甚大な被害	３月25日臨時相談窓口、同28日より臨時出張所設置。	平成23年５月25日、釜石市中妻町に移転。 平成24年10月10日大渡町出張所（ＡＴＭ）としてとうぎんキキララ号を設置。 釜石市大渡町に平成25年度中に新築移転予定。
大船渡支店	店舗が甚大な被害	３月29日臨時出張所設置。	平成23年４月28日、大船渡盛町に移転。 大船渡市大船渡町に平成24年度中に新築移転予定。
高田支店	津波により全壊	３月29日臨時出張所開設。 ９月１日より移動店舗を開設。	平成24年８月６日陸前高田市竹駒町に新築移転。

 ・釜石市大渡町出張所（とうぎんキキララ号） ・釜石支店（釜石市大渡町に新築移転予定）	 ・大船渡支店（大船渡市大船渡町に新築移転予定）	 ・高田支店（陸前高田市竹駒町に新築移転）

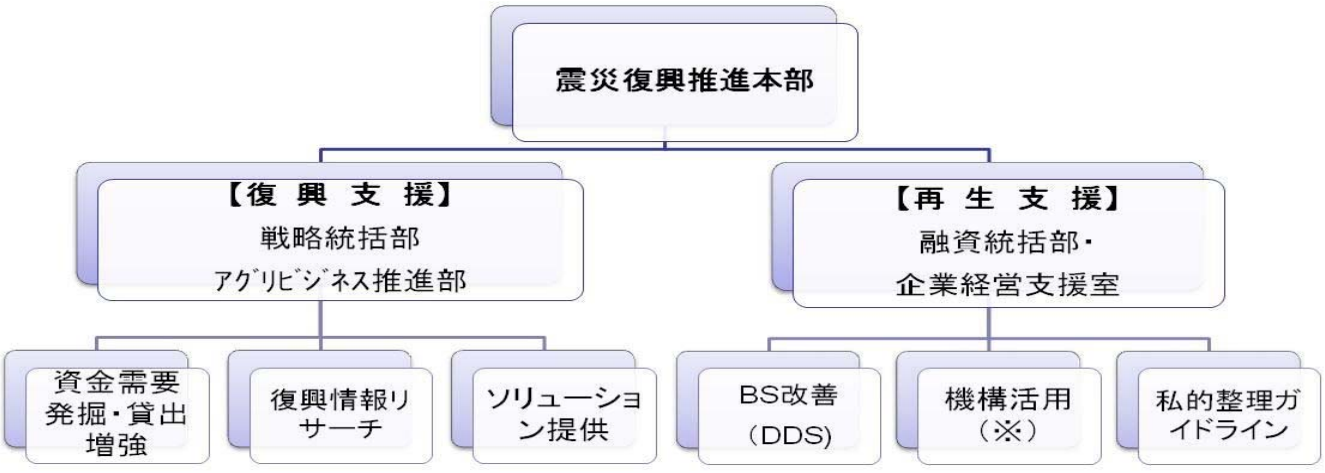
B　震災復興推進本部

当行では平成 23 年 5 月に震災復興推進本部を設置し、本部各部・営業店が被災地域の現状、課題等について共通認識をもって取組む体制を構築しております。

被災店を中心とした営業店と、グループ会社を含めた本部各部室との連携強化を図り、必要な情報の収集と整理を行い、各営業店への情報発信を行っております。

平成 24 年度より「震災復興推進本部活動報告書」を作成し、役員室及び本部各部において毎月の活動内容、情報の共有化を図っております。「震災復興推進本部活動報告書」では「震災以後の預貸金推移」、「復旧・復興資金実績」、「被災店の延滞状況の推移」、「被災店の債務者区分の推移」、「私的整理ガイドライン」、「岩手（宮城）産業復興機構」、「東日本大震災事業者再生支援機構」等について報告を行っております。また、平成 23 年度より開催している全体ミーティングは平成 24 年度上期においても適宜開催し、事務局である戦略統括部、関連部室（融資統括部、企業経営支援室、アグリビジネス推進部）に加え、被災店の支店長も参加し被災地域の現状についての認識の共有化を図りました。

【復興支援・再生支援体制図】

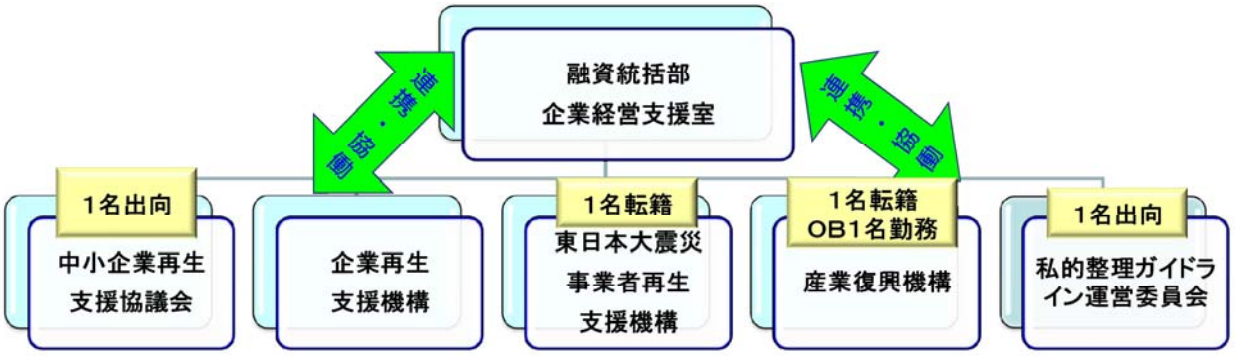


※機構活用【東日本大震災事業者再生支援機構、岩手産業復興機構、宮城産業復興機構】

【震災復興推進本部の体制】

震災復興推進本部		
本部長 頭取	事務局	関連部室
	戦略統括部	アグリビジネス推進部、融資統括部、融資統括部企業経営支援室

【外部機関との連携体制】



C　人員配置

当行では、被災直後から過酷な労働環境にある被災店について内陸店との配置転換を随時行いながら、平成 24 年 4 月及び平成 24 年 10 月の人事異動で復興支援需要に積極的に対応するため被災店及び本部人員を増員し、資金並びに事業再生ニーズなどへの支援体制強化を図りました。

また、被災地の行員及び震災当時被災地で勤務していた行員に対して当行契約の臨床心理士を派遣し、行員各人とのカウンセリングを実施し、メンタルヘルス面での職場環境の整備に努めております。平成 24 年 10 月には、東日本大震災事業者再生支援機構からの人員要請にいち早く対応し、行員 1 名を転籍させました。今後も外部専門機関との連携を強め、人的な面でも復興支援に積極的に関わってまいります。

【人事異動による被災店等の増員】

平成 24 年 4 月	高田支店　　2 名	平成 24 年 10 月	融資統括部　　1 名
	南気仙沼支店　　1 名		企業経営支援室　1 名

【メンタルヘルスの対応（平成 24 年 4～9 月）】

被災地：釜石支店、大船渡支店の行員 29 名

震災当時被災地で勤務していた行員：盛岡市内支店在籍の 11 名

（平成 24 年 10 月以降実施予定）　被災地：南気仙沼支店、高田支店の行員

Ⅱ　復興支援【復興支援策】

～郷土の復興を地域のお客様と共に成し遂げる～

当行は、「創業の精神に立ち返り、地域に根ざした積極的復興支援を行い、地域と共に前進する。」ことを使命とし、取り組むべき課題である**「地域の再建」・「企業の再建」・「住民（生活）の再建」**の 3 つの再建に向け、復興支援策を実行しております。

当行では、平成 24 年度を「復興元年」とし、郷土の復興を地域のお客様と共に成し遂げるべく、被災者とのリレーションを更に強化すべく、コンサルティングを重視し、復旧・復興フェーズやニーズにマッチした支援の取組を、営業店・本部が一丸となり推進しております。

Ａ　地域の再建

ａ　各種支援制度の活用

当行では、行政のみならず基金や財団等が実施する、地域の再建に向けた各種支援制度について本部が中心となり情報収集・整理し、お客様の復旧・復興フェーズやニーズにマッチした情報提供をしております。また、各自治体が策定している復興都市計画や高台移転計画、復興公営住宅計画等の情報を収集し、地域の再建・復興の支援に活用しております。

ｂ　復興支援にかかるセミナーの開催

当行では、復興支援の一環として税理士法人山田＆パートナーズ・みずほ証券・監査法人トーマツと連携し、被災地において震災特例法等の復興支援税制セミナーを、5 会場にて開催し、87 名が参加しました。

【税制等個別相談会の様子】





ｃ　アグリビジネス支援

震災によって生産・流通体制に大きな痛手を受けた東北の農林水産業及び食品産業は、少しずつ回復してまいりましたが、依然として厳しい状況にあると捉えております。

そのような中で、生産者の販路開拓等のニーズはより一層高まっており、当行では生産者それぞれの規模・特性を把握した上で、ビジネスマッチングのイベント企画をご案内し、個別にビジネスマッ

チングの機会を提供するなど、積極的な支援を展開してまいりました。

今後も、大消費地である首都圏のバイヤーとのパイプを構築してマッチングの可能性を模索し、一方で近隣県を含めた地元の小売業者や卸売業者、飲食店、あるいは産業給食等からも幅広くマッチングの情報収集を行っていきます。

水産加工業者の復興に向けて、加工機能の集積や企業間連携等による高生産性・高付加価値化を実現するための支援を継続しておりますが、その際に安定的な販路の確保が課題であると捉えており、当行の取引先である卸売業者や小売業者及び首都圏のバイヤーとのマッチングの可能性を模索してまいります。また沿岸地域の夏季冷涼・冬季温暖な温度差が少ない気象特性を活かした、ガラス温室やビニールハウス等施設園芸について行政や関係機関、民間の商社やプラントメーカー等から情報収集を行い、企業誘致による被災地の雇用を創出する農業のあり方を検討してまいります。

【主なイベントの事例について】

◆大丸フードマーケット「岩手うまいもの市」（H24.5.2～8）当行お客様参加 4 社

さいたま市の大丸フードマーケット浦和パルコ店と物産展「岩手うまいもの市」を企画し、生産者や食品メーカーが出展いたしました。



◆にっぽん元気マーケット（H24.7.25～26）（H24.9.5～7）（H24.10.27～28）当行お客様参加 27 社

中小企業庁の中小企業の地域産品販路開拓等支援事業「にっぽん元気マーケット」に当行のお客様を紹介いたしました。東日本大震災の被災地企業を対象に展示販売会と展示商談会が催されたもので、首都圏の消費者やバイヤーと出会う機会創出につながりました。



◆韓国ビジネスセミナー（H24.7.23）当行お客様参加 30 社

アグリビジネス支援において、農林水産物・食品の輸出は今後より重要なものになってくると捉え、近年着実な経済成長を遂げる韓国にフォーカスしたセミナーをジェトロ盛岡と一緒になって開催しました。韓国の経済事情、貿易戦略、輸出市場としての可能性について講演を行いました。



◆いわて食の大商談会 2012（H24.8.23）当行お客様参加 16 社

盛岡市内ホテルにて、全国に岩手のこだわりの「食」をアピールする商談会が開かれました。県内食品製造業 117 社に対し、全国から約 200 社の流通関係者が来場しました。そのうち当行では出展 7 社、バイヤー9 社を誘致し、商談を行っていただきました。



【主なビジネスマッチングの事例について】

◆卸売業者へのりんご生産者紹介事例
東京の卸売業者から岩手県産りんごの需要が高いことの情報を受け、複数のりんご農家を卸売業者に紹介しました。各農家とも生産管理が厳正であり、味も非常に良いと好評をいただきました。現在、卸売業者が百貨店やスーパー等に企画提案しております。

【主な復興支援事例について】

◆県による漁船災害復旧補助金つなぎ資金の支援事例
漁家のお客様は、震災によって漁船が流されたため、新たな漁船の購入に際し補助金制度を利用することにしており、補助金の申請にあたり、制度上つなぎ資金が必要となることから、当行に相談があり平成 24 年 9 月に当該つなぎ資金 13 百万円を支援いたしました。

ｄ　「とうぎんアグリビジネスクラブ」の立上げ

当行では平成 24 年 5 月に農林水産業者や食品関連事業社 32 社からなる「とうぎんアグリビジネスクラブ」（以下：クラブ）を立ち上げ、販路支援を強力に進めていく体制を整えました。クラブは地域の意欲ある生産者や食品メーカー等から構成されるお客様の組織となっており、商品開発や販路開拓に向け互いに高め合いながらブランドの創造を目指すものです。当行は事務局として、これまで培ってきたノウハウを基に情報の提供や更なるネットワークの構築を図っております。

当行では、会員の代表者様からバイヤーに向けて自社を PR するイメージ DVD の作成に取組んでまいりました。今後はこれを首都圏、地元のバイヤーにご紹介しながら、反応を確認してマッチングできるバイヤーの開拓につなげてまいります。さらに販路先、商品の規格、強み等の情報を整理・見える化してバイヤーへの訴求力を高めてまいります。また会員の販売戦略や販促手法について、コンサルティングの㈱生産者直売のれん会、公益財団法人さいたま市産業創造財団と連携してセミナー等を行っております。平成 24 年 7 月には、当行ホームページ内に農林水産業や食品関連産業等の会員企業を紹介する『あぐりの部屋』を作成し、各社 HP 等とリンケージさせました。

当行では常時の連絡ツールとしてメルマガを発行し、商談会やセミナーの開催等を都度お知らせしており、お客様の横のつながりの強化を図り、会員全員で情報をやりとりすることで新たな企画やマッチングが生まれることを目指しております。

【会員の所在地】　岩手県　19 社、宮城県　12 社、秋田県　1 社

【会員の業種】

農畜産物	11 社	米、雑穀、野菜各種、きのこ、牛肉など
水産物	15 社	いか、さんま、鮭などの鮮魚及び業務用加工品など
加工食品	6 社	菓子、カップ麺、漬物など

【当行ホームページ「あぐりの部屋」】



【とうぎんアグリビジネスクラブ設立記者発表】



【とうぎんアグリビジネスクラブ全体像】



e　環境配慮型社会への対応

当行では、従来から取組している「環境ビジネス」の一環として、地域の復興計画に盛り込まれている環境配慮型社会の形成を見据え、再生可能エネルギーや省エネルギー等への各種支援策を、本部が中心となり情報収集・整理し、お客様のニーズにマッチした情報提供をしております。

【太陽光発電事業の支援事例について】

◆ホテル、スポーツ施設運営のお客様の支援事例
平成24年11月に日本政策金融公庫と協調し、太陽光発電事業に取組むお客様の支援をいたしました。本件は当行による太陽光発電事業支援の第1号案件であり、岩手県の制度融資である「岩手県再生可能エネルギー発電施設等立地促進貸付」を活用し総事業費5億20百万円に対して1億50百万円の支援を実施することといたししました。お客様は平成25年4月に出力1,500Kw にて操業を開始し、発電した電力は全量売電予定となっております。

ｆ　外部専門家・コンサルタントとの連携

当行では、地域再建・復興の進捗状況において、お客様毎のソリューションニーズが異なり、多岐にわたる専門的なコンサルティングが必要とされていることから、専門的分野に関しては、震災後に外部専門家・コンサルタント 4 社と提携いたしました。また復興支援財団及び共益投資基金とも連携を行い復興支援の強化を図りました。なお平成 24 年 10 月末時点の、外部専門家等との連携を活用した相談件数は 13 先となっております。

【産業復興支援基金「一般財団法人　東北共益投資基金」と連携した支援事例について】

◆水産加工業のお客様の支援事例
平成24年11月に一般財団法人　東北共益投資基金(以下基金)と連携し水産加工業のお客様の事業成長を支援いたしました。お客様は震災を受けた故郷において平成23年7月に起業し地元水産加工のサプライチェーンの一部を担い収益基盤を築いてまいりました。約20名の雇用を創出し事業成長のための資金確保が必要となっていたことから、基金から資本拠出を受け、当行では運転資金の支援を行いました。

ｇ　復興プロジェクトへの参画

当行では、行政や自治体が主体となったプロジェクトのみならず、地域における復旧から復興に向けた様々なプロジェクト等の取組に、地域金融機関として地域の再建・復興に向け参加しております。

早稲田大学と精華大学（中国）の共同復興研修「東日本大震災復興大槌町日中共同調査設計ワークショップ研修」に、アグリビジネス支援の取組みや、公共施設 PFI の手法等について講演し、地域金融機関としての復興の役割を説明しております。

【ワークショップ研修の様子】



ｈ　地域復興（地域貢献）に向けた取組

当行では、例年協賛している「一関・盛岡間駅伝競走大会（日報駅伝)」について、環境省の「被災地産 J-VER 等を活用したカーボン・オフセット認証取得に係る事業者支援（第二次公募)」に、地方銀行の取組としては、全国で初めて採択され、復興の一助となるよう支援いたしました。





【平成 24 年 11 月 23 日開催　一関･盛岡間駅伝競走大会（日報駅伝)】

また、東北経済産業局と東北のまつりネットワークが連携して行った、「東北の夏まつりカーボン・オフセット」に、平成 24 年 9 月に当行所有の国内クレジット 3ｔについて無償提供の協賛を行い、地球温暖化対策に向けた地域貢献に取組みました。

Ｂ　企業の再建

ａ　本部支援の強化

当行では、被災地域８店舗を沿岸支援重点地域と位置付け、本部３名の担当者を配置し、営業店でカバー出来ない新規取引のお客様を中心に、本部渉外を実施し、復旧・復興に向けたニーズやソリューションニーズに迅速な対応をしております。また、役員室も震災直後より被災地の状況把握及びお客様のニーズに迅速な対応するため積極的な訪問を行っております。

被災地域において新規事業を開始するお客様に対して、営業店と共に各種支援制度等を活用しながら積極的に支援しております。

【主な本部支援事例について】

◆用船業者のお客様への支援事例
平成 24 年９月に用船業を営むお客様の船舶建造資金を支援いたしました。震災時寄港していた船舶が津波による火災により全壊しましたが、当行では本部による支援を実施いたしました。 お客様のこれまでの取引実績や事業内容、社長の経営姿勢等について当行では高く評価したうえで、造船会社と早期に契約を締結出来なければ当社事業の復興に影響する可能性があるため船舶建造にかかる「融資証明書」をすみやかに発行しました。1 年半の建造期間中についてもつなぎ資金の支援をおこない、日本財団による「日本財団転貸融資」も活用し、最終的に６億 50 百万円の船舶建造資金の支援を行いました。お客様はこの間、雇用を維持することで被災地の復興に貢献しております。

ｂ　信用保証協会並びに他金融機関との連携による支援

当行では、被災者の負担軽減に繋がる、信用保証協会保証付融資制度の取扱いや、自治体等による利子補給制度も積極的に活用し、復旧・復興の段階やニーズに応じた対応をしており、震災後の復旧・復興支援融資の内約 50%超が信用保証協会との連携による貸出となっております。

また、日本政策金融公庫のみ取扱い可能な、低利（利子補給）且つ長期の資金を望む被災者ニーズに対応するため代理貸付も取扱いしております。

【主な他金融機関との連携による支援事例について】

◆水産加工業者のお客様への支援事例
水産加工業のお客様は、本社建屋及び加工場、冷蔵庫が津波により全壊し甚大な被害を受けました。当行では、震災直後より本部から継続訪問し、経営者の強い復興意欲と、当社独自の高い技術力等があることを踏まえて、内陸部への本社機能の移転及び被災を免れた加工場の早期復旧を支援致しました。資金供給では平成 24 年７月に日本政策金融公庫のみ取扱い可能な、無利息（利子補給）且つ超長期（17 年）の資金５億円の代理貸付を実施し、当行貸出金利も協調して利下げを行い、金利負担軽減を含めた復興支援を行いました。

ｃ　中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等の活用

当行では、国と岩手・宮城・青森各県が支援する、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を随時お客様にご案内し、事業決定者の補助金のつなぎ資金、並びに自己負担相当分に積極的に対応しております。また、同様に水産庁の水産共同利用施設復旧支援事業等も活用しております。併せて、今後も、補助事業等の情報収集しながらお客様の復興計画に役立つようご案内しております。

【主な中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等の活用による事例について】

◆商店街組合への活用事例
被災店の近隣商店街は小規模な経営の事業者が多く、個々での復興事業計画策定等が難しい為当行では中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の申請段階からヒアリングを行い、事業計画等の策定を支援して参りました。現在は事業決定者の補助金のつなぎ資金、並びに自己負担相当分に当行独自の融資制度等により積極的に支援しております。

ｄ　海外ビジネス関連の支援

平成 24 年 4 月に「海外進出支援に関する業務提携」を三井住友海上火災保険株式会社と締結し、海外ビジネス関連の支援を行っておりますが、これまで 2 社より相談を受け、進出を検討している国の情報等を提供してまいりました。今後も検討段階に合わせた支援を行っていくとともに、継続して海外ビジネスへのニーズに積極対応してまいります。

Ｃ　住民(生活)の再建

ａ　復興支援融資商品の取扱い

個人被災者の生活再建を支援するために、平成 23 年 3 月 22 日からマイカーローン及びフリーローンについては特別金利にて対応しておりますが、平成 24 年 1 月 4 日から、更に幅広くお客様を支援するために、通常のマイカーローン及びフリーローンについても特別金利にて対応してまいりました。マイカーローンについては、販売実績も良好なことから平成 25 年 3 月 29 日まで販売期間を延長いたしました。また当行独自の復興住宅ローン「未来飛行」については、被災地のお客様が更に利用しやすいよう既存住宅ローンの商品内容を改定し取扱いしております。

ｂ　被災地域における年金相談会の実施

平成 24 年 4 月から 10 月までに被災地域において年金相談会を 13 回開催し、71 名のお客様からの相談を受け付けいたしました。

今後については、平成 25 年 3 月までに店舗が復旧した高田支店も含めて、12 回開催予定です。

Ⅲ　再生支援【再生支援策】

当行ではお客様の状況を把握するため、震災直後の平成 23 年 4 月に特別チームを組成し、現状把握のため集中的に作業をおこないました。調査対象を「被災店で与信残高が 30 百万円以上」とし、対象先 326 先について被災の状況や資産の状況について経営者にヒアリングを実施しながら状況把握に努めました。その調査に基づき、外部機関との連携を図りながらお客様の再建に向けた支援策を立案し、その支援策を実行に移しております。なお、支援対象の中でも、震災により資本が大きく毀損し、あるいは過大な債務を負い、破綻懸念先以下にランクダウンしたお客様 72 先については「震災復興の再生支援先」と位置付けて集中的に取り組んでおります。その結果、平成 24 年 11 月末時点で 28 先のお客様が要注意先以上にランクアップいたしました。当行では今後も以下に記載のファンドや私的整理ガイドライン等を含めた債権放棄等の金融支援策も活用し、お客様の事業再生を支援してまいります。

Ａ　東日本大震災事業者再生支援機構及び岩手（宮城）産業復興機構の活用

東日本大震災事業者再生支援機構は、過大な債務を負っている事業者で、被災地域で事業の再生を図ろうとする事業者に対して、金融機関等が有する債権の買取等を通じ、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的として設立された機構です。平成 24 年 12 月末時点において、同機構と相談中の当行のお客様は 20 先（うち支援決定がされているお客様は 11 先）となっております。なお、相談中の 20 先のうち当行がメイン行であるお客様は 10 先となっております。

岩手産業復興機構は平成 23 年 11 月に被災事業者の早期の事業再生を支援するため、岩手県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構との共同出資により設立された、二重債務問題を解決するための債権買取機構です。平成 24 年 12 月末時点において、同機構と相談中の当行のお客様は 32 先であり、そのうち債権買取が決定した当行のお客様は 20 先となっております。債権買取が決定したお客様で、当行がメイン行である 12 先のうち 10 先は、設備復旧や運転資金として新規融資を実行済または実行予定であり、事業再開に向け積極的に支援いたしました。

また、平成 23 年 12 月に設立した宮城産業復興機構に相談中の当行のお客様は 6 先あり、そのうち債権買取決定したお客様は平成 24 年 12 月末時点で 3 先（うち 1 先が当行メイン）となっており、いずれも新規融資を実行済または実行予定であります。被災企業の事業再生への支援策を検討するにあたっては、事業再開状況等を勘案すると、東日本大震災事業者再生支援機構及び岩手（宮城）産業復興機構による支援が必要となるお客様も想定されることから、今後も連携を強化してまいります。

【各機構平成 24 年度実績（12 月末迄）】

	当行のお客様相談数	当行の債権買取決定数
東日本大震災事業者再生支援機構	20（0）	11（0）
岩手（宮城）産業復興機構	28（10）	20（3）

※（　）内は平成 23 年度実績

【岩手産業復興機構の買取が決定した主な事例について】

◆食料品製造業のお客様
お客様は沿岸南部地域で業歴 20 年を超える食料品製造業者です。津波により、本社事務所、工場、機械等が被災し甚大な被害を受けました。設備復旧資金に関してはグループ補助金等により調達が決定しており、平成 24 年 4 月より一部事業を再開しております。 お客様は今後も順次事業を再開していく予定で、当行ではメイン取引行として支援を行い、事業者が被災前から負っていた債務を平成 24 年 8 月に機構に買取していただくこととしました。これにより、その元利金が一定期間棚上げされ、資本とみなされることにより財務内容の改善が図られ、今後の本格的な復興に向けた取り組みが可能となりました。
◆海産物卸売業のお客様
お客様は沿岸南部地域で業歴 20 年を超える地場海産物等の卸売業者です。津波により、本社事務所や機械設備及び商品等が流出し甚大な被害を受けました。設備復旧資金については、グループ補助金等を活用することとなっております。当行ではメイン取引行として支援を行ってまいりましたが、事業者が被災前から負っていた債務を平成 24 年 9 月に機構に買取していただくこととしました。
◆介護用品等の賃貸及び販売業のお客様
お客様は沿岸南部地域で業歴 10 年を超える介護用品等の賃貸及び販売業者です。津波により、営業所等が被災し一部商品についても甚大な被害を受けました。当行ではメイン取引行として、震災後も運転資金の供給や既存債務の一本化等による資金繰り支援を行ってまいりましたが、事業者が被災前から負っていた債務を平成 24 年 9 月に機構に買取していただくこととしました。
◆小売業のお客様
お客様は沿岸南部地域で業歴 70 年を超える小売業者です。津波により、店舗等が被災し甚大な被害を受けました。設備復旧資金に関してはグループ補助金等により調達が決定しており、年内には新店舗が完成予定となっております。当行ではメイン取引行として支援を行ってまいりましたが、事業者が被災前から負っていた債務を平成 24 年 9 月に機構に買取していただくこととしました。

Ｂ　外部機関との連携

当行では、専門的知見を有する外部機関との連携・協力により復興支援体制を構築するために、あおぞら銀行、監査法人トーマツ、株式会社エスネットワークスと復興支援に向けた連携・協力に関する締結をいたしました。また、平成 24 年 9 月 10 日に岩手県信用保証協会を事務局とする「いわて企業支援ネットワーク」が創設されました。このネットワークは、参加機関による情報交換会や研修会を開催し、経営改善や再生に対する目線や姿勢を揃え、地域全体の経営改善スキルの向上を図ることにより、中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図ることを目的としています。当行では、当ネットワークへの参加を通じ、課題を抱える中小企業のお客さまの経営力向上をサポートしていきます。

Ｃ　個人版私的整理ガイドラインの活用

平成 24 年 12 月末現在における債務整理開始の申出件数が 15 件。うち弁済計画案が 4 件示され、当行では 4 件すべてに同意しております。また、個人版私的整理ガイドライン（以下：ガイドライン）の活用を前提とした事前相談件数は 8 件となっております。

当行では、運用マニュアルを策定し態勢を整備するとともに金融庁作成のポスター、パンフレット及びガイドライン運営委員会岩手支部による個別相談会のパンフレットを被災店に掲示する等、PR に努めました。また、営業店窓口等に相談や照会があった場合、速やかにガイドライン運営委員会を紹介する等積極的な活用を図りました。さらに、頭取名で全店に対し、二重債務問題に係る被災者支援の促進について、ガイドライン利用のメリットや効果等を丁寧に説明し、お客様の状況に応じて、ガイドラインの利用を積極的に勧める旨の指示をいたしました。

被災店では、今後、仮設住宅からの退去や家賃等の負担増が出てくることから既に条件変更等を実施したお客様に対しても、状況に応じてガイドライン利用を促す等二重債務解決に向けた対応を実施しております。また、役員室と融資統括部長が被災店を中心に営業店を訪問し、二重債務問題について進捗状況の確認を行いました。当行では今後も二重債務問題解決に向けて積極的にガイドライン運営委員会を活用してまいります。なお、当行では防災集団移転促進事業の地区内において、買取代金全額を当該債権に充当しても債務が残る場合、該当抵当権について解除を認めることとしており、集団移転におけるお客様の生活再建を支援してまいります。

Ｄ　資本性借入金（DDS）の活用

当行では、お客様の事業規模及び財務状況に応じて、岩手産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構の活用とともに、資本性借入金（以下 DDS）も再建可能性が高まる手法として積極的な活用を検討してまいります。当行では、今後の本格的な運用開始を見据え、平成 24 年 11 月に自己査定基準書や償却引当基準書を改定し、DDS の運用上の留意点をまとめた「資本的劣後ローンの解説と実務上の留意点」を制定いたしました。現在 DDS の活用先を検討しており、積極的に取組んでまいります。

Ⅳ　被災者支援窓口

当行では、震災により直接的、間接的に被害を受けられたお客様を支援するため、震災直後から、各営業店（プラザ店、出張所、東京支店を除く全店）に「被災者支援特別相談窓口」を設置しお客さまからの相談に対応してまいりました。現在、震災に伴う緊急を要する相談も減少してきたほか、被災地の店舗も復旧し被災地での対応も十分可能であることから平成 24 年度中の終了を予定しておりますが、引き続き被災されたお客様の相談に積極的に対応してまいります。なお、休日の住宅ローンに関する相談については、引き続き「とうぎん夢プラザ」、「ときわ台支店」、「西花巻支店」及び「水沢支店」にて対応してまいります。

Ⅴ　人材育成

当行ではお客様のニーズを的確に把握し、質の高い金融サービスの提供や適切なソリューションの提案を行うため人材育成に取り組んでおります。

Ａ　コンサルティングスキル向上

平成 24 年 5 月に行内の中小企業診断士による「取組方針協議サポートキャラバン」と称した営業店訪問を北上支店、水沢支店、仙台支店の 3 カ店に対して行い、営業店の支店長、渉外課長および融資課長に対して、主要取引先、合計 47 先の経営改善支援について直接指導いたしました。

また、若手～中堅行員の担当者に対しては、コンサルティングファームの講師による「経営者の様々な相談に対応できるアドバイザーとなるために知っておくべき周辺知識」をテーマとした研修を計 3 回開催いたしました。

Ｂ　外部機関との連携を通した人材育成

岩手（宮城）産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構の両機構を活用した再生支援の案件については、企業経営支援室の行員が検討段階から積極的に関わり、外部コンサルタント等の様々な専門能力を有効活用すると同時に、営業店とともにお客様へ訪問し、今後の収支見込みの検討や再建のための資金対応を含めた具体的な計画策定等を協議しており、各機構との連携を通じ再生支援に対する行員のスキル向上を図ってまいりました。

Ｃ　渉外担当の研修

営業店の渉外課長に対して、平成 24 年 7 月に導入した営業支援システム「KeyMan」のフル活用を主たる目的とした研修会を、平成 24 年 10 月に開催いたしました。

経営者との継続的な面談の中で入手した情報や顧客ニーズ等を「KeyMan」に登録することで、本部と営業店の連携によるスピーディなソリューション提案が可能になるほか、長期的な課題に対しても継続して支援が可能となることから、今後も継続して研修会を開催しコンサルティング機能の強化に努めてまいります。

Ｄ　農業経営アドバイザー

農業の特殊性を理解し、経営者の相談に応じるための基礎的な知識やノウハウを習得した行員を育成するため、日本政策金融公庫農林水産事業が行う「農業経営アドバイザー」の資格取得に努めております。平成 24 年 10 月末現在で新たに 2 名が資格を取得し、計 14 名の農業経営アドバイザーが地域

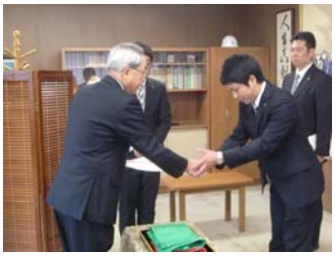
の農業者等の方々を支援しております。

また推進体制を強化するため平成 24 年 10 月からアグリビジネス推進店 11 ヵ店において AMA（アグリカルチャー・マネージメント・アドバイザー）を各 1 名任命し推進体制の強化を図りました。同時に AMA のスキルアップを図るため、AMA ミーティング、6 次産業化プランナーによる講演（お客様の商品開発を支援するテーマ）等を行いました。

【AMA ミーティング：6 次産業化プランナーの講演】



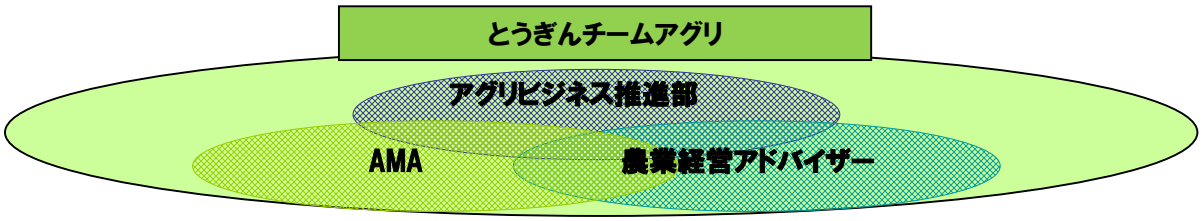
【農業経営アドバイザー合格証 授与式】



今後は、農業経営アドバイザーの上位資格の取得と、AMA が農業基礎知識を習得する研修プログラムを計画しており、行内推進体制の質の向上と裾野の拡大を図ってまいります。さらに、被災地の漁業・水産加工業復興を支援するため、日本政策金融公庫農林水産事業が行う「水産業経営アドバイザー」の資格取得者輩出に向けた人材育成を行ってまいります。

また AMA＋農業経営アドバイザー＋アグリビジネス推進部による横断的な推進組織、「とうぎんチームアグリ」は引き続き各地域でアグリビジネスの支援を行ってまいります。

【「とうぎんチームアグリ」の体制図】



Ｅ　営業店業績評価及び個人業績評価

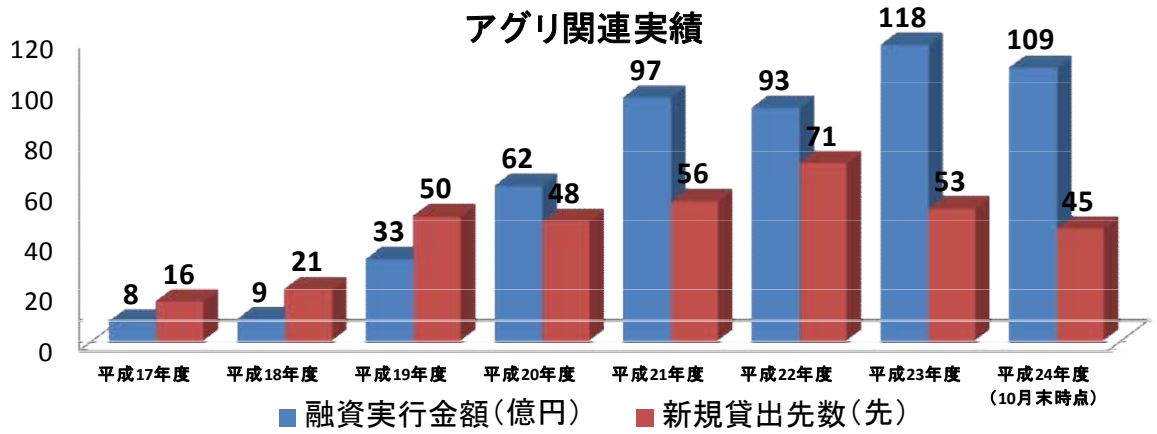
「営業店業績評価」については、組織並びに従業員のモチベーション向上のため継続した取組としており、評価項目の適宜見直しを行い、各期の営業戦略とリンクした評価体系としております。平成 24 年度上期業績評価においては、「東日本大震災事業者再生支援機構」、「岩手（宮城）産業復興機構」の機構を活用したお客様の再生支援に取組んだ営業店を評価しました。また、個人に対しても平成 24 年度上期より「基盤拡充運動」を再開させ、顕著な実績を上げた従業員に個人表彰を行い、「営業店業績評価」と並行して全行的な予算達成・取組意識の醸成に努めました。

２．(3)．その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

２．(3)．①創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

Ⅰ アグリビジネス支援

平成 24 年度（10 月末時点）のアグリ関連実績は融資実行金額 109 億 58 百万円、新規貸出先数 45 先にのぼっています。地域における浸透と業容拡大の「第 1 フェーズ」から、蓄積された情報やノウハウに基づいた選択と集中でイノベーションを目指す「第 2 フェーズ」への発展を目指しているところです。



農林水産業においては、生産物それぞれに作業工程や期間が異なり、また季節要因も関わる等生産サイクルは多様化しており、これに応じた資金支援が重要であると認識しております。そのため、経営者からのヒアリングに基づいた個別の支援を実施しております。

また、農林水産業の分野では利子助成のある制度融資が整備されていることから、その活用を検討した上で、事業者にとって有利な資金調達を提案しております。

当行の農林水産業に対する支援は、事業者間に着実に浸透してきているところではありますが、さらに当行が優先して相談を受け付けるため、間口の広い商品の開発などを目指してまいります。

【行政（地方自治体）との提携事例について】

◆紫波町と「農業・林業等の活性化に関する業務推進協定書」を締結
アグリビジネス支援の取組をより円滑に進めるため、平成 24 年 10 月に紫波町と「農業・林業等の活性化に関する業務推進協定書」を締結いたしました。紫波町の農業は、水稲を基幹作物に、野菜や畜産、果樹など収益性の高い作物を生産しており、特に「もち米」は日本屈指のもち米生産団地を形成しております。紫波町の総面積の約 58%を森林が占め、近年は林業の活性化と二酸化炭素排出量の削減に繋がる事業を展開しております。農業・林業等の施策に力を入れている紫波町とは、

これまでも生産者支援のために協力をしてまいりましたが（「点」の協力）、
本協定によってお互いの情報や強みを合わせた、
より質の高い生産者支援（「面」的な協力）
を目指してまいります。今後、6 次産業化に向けた取組が各地で進展することが見込まれるなか、情報共有や生産者支援のための優位性を確保するためにも、地方自治体との連携を図ってまいります。

【協定書調印式】



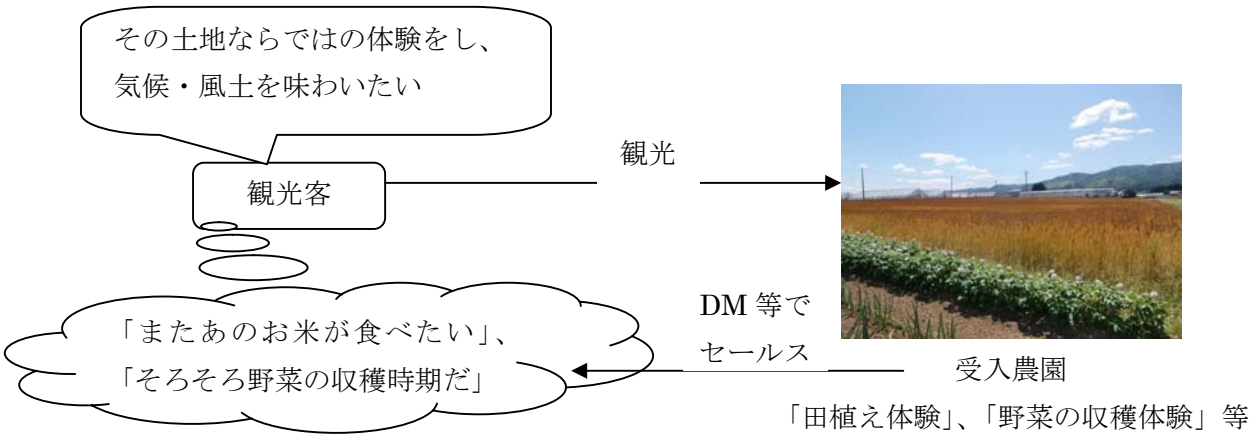
Ａ　農業経営相談会

当行では日本政策金融公庫農林水産事業と連携した農業経営相談会を開催しております。花巻支店、鹿角支店、古川支店の 3 ヵ店で毎月開催日を設定し、農地購入や建物・機械の設備投資、運転資金の相談等を受け付けております。

Ｂ　着地型観光ビジネス

企業の売上増につながる取組として「着地型観光ビジネス」を支援しております。「田植え体験」や「野菜の収穫体験」等地域資源を旅行商品化する取組で、事業者は観光客受入に伴う売上が発生するとともに、実際に農産物や食品等を「食してもらう」、「使ってもらう」がきっかけとなり、後の個人向け販売につながるリピーターの囲い込みをすることができます。あわせて地域の観光交流人口が増加し面的な経済活性化につながるものとして、当行では地域コンテンツの充実を図ってまいりました。

【着地型観光ビジネスのイメージ】



【取組み企業一覧】

企業	商品内容（実施済）
P 社	My 箸づくり
T 農園	いちご狩り
M 社	ラーメン、お菓子づくり
T 社	味噌づくり
I 社	小物入れづくり
S 社	日帰り温泉&懐石料理プラン
B 社	レトロバス市内周遊ツアー

企業	商品内容（現在調整中）
I 農園	田植え、稲刈り体験
P 社	いちご狩り
Y 社	炭焼き体験
M 社	郷土料理づくり
K 社	博物館見学&工芸品づくり

Ⅱ　環境ビジネス支援

当行では、環境ビジネスへの積極的な支援として、お客様と一体となった環境保全・地域貢献への取組を推進しており、環境保全・再生可能エネルギー等に積極的な地元企業に対する金融商品・サービスを通じた支援や地域の CO2 排出削減の取り組み促進、環境保全への啓蒙活動等を通じて、地域社会へ貢献しております。

【CO2 排出削減の取組み事例について】

◆国内クレジット制度を活用したカーボンオフセット

平成 22 年 10 月 1 日より地元企業の温室効果ガス排出削減事業の取組に対し、経済産業省が所管する「国内クレジット制度」の共同実施者として国内クレジット認証に向けて支援して参りました。

共同実施者である当行は、本事業による温室効果ガス削減量のうち、平成 23 年分までの削減量が国内クレジットとして認証されましたので、医療法人勝久会様（本社：大船渡市、理事長　木川田典彌）、株式会社環境整備様(本社：盛岡市、代表取締役社長　伊五澤　泰彬)、株式会社たもり様(本社：紫波郡紫波町、代表取締役　田森　悠太郎)の 3 事業合計 406 t CO2/年の国内クレジットを平成 24 年 6 月に購入致しました。購入した国内クレジットは、当行が自助努力で排出削減不可能な、温室効果ガスのカーボンオフセットに活用致します。具体的には、当行のディスクロージャー誌やパンフレット、カレンダー等の印刷物、贈答品を製造する際に発生する CO2 や、イベントや営業活動にて生じる CO2 とオフセットする予定です。

【国内クレジット売買調印式の様子】



◆J-VER 等を活用したカーボンオフセット

当行が例年協賛している「一関・盛岡間駅伝競走大会（以下日報駅伝）」について、「被災地産 J-VER等を活用したカーボン・オフセット認証取得に係る事業者支援（第二次公募）」へ応募し、環境省による審議の結果、採択されました。

１．採択された事業

・日報駅伝　　開催日　　平成24年11月23日（金）

２．オフセット対象とするCO2

・駅伝開催告知等のパンフレット、ポスター及び、応援小旗等の印刷物作成に伴い排出されるCO2と当行が取得したJ-VERおよそ10ｔでオフセット。

３．使用したCO2排出権（J-VER）

・三田農林株式会社様の間伐促進によるJ-VER　３ｔ　（当行が平成24年2月に購入）

・岩手県県有林の間伐促進による J-VER　　７ｔ（被災地産 J-VER）

本件の採択により、日報駅伝における地球温暖化対策への取り組みは、岩手県及び環境省ホームページなどでも紹介され広くPRされました。岩手県民に親しまれている日報駅伝を通じ、当行ではカーボン・オフセットについて岩手県内での意識向上が図られることを目指しております。

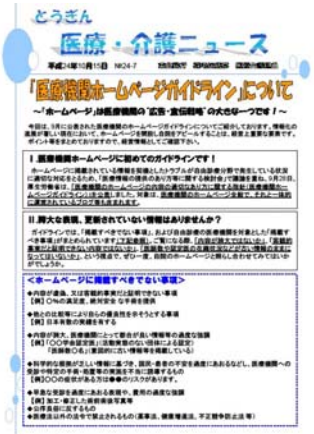


当行では毎年、沿道で応援する皆様にお配りする「応援小旗」を作成しています。今年は CO2 排出量削減に努めるため小旗の持ち手部分を、岩手県の間伐材であるブナを使用しました。

Ⅲ　医療・介護ビジネス支援

岩手県を中心とした当行の営業エリアにおいては、少子高齢化の影響により主に介護分野において起業や新たな設備投資が増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、当行では本部と営業店の顧客情報を共有化した推進フォロー体制を構築し、医療・介護ビジネス支援を積極的に実施しております。また、医療・介護事業者の皆様へ情報資料として

「とうぎん医療・介護ニュース」を継続してお届けしており、平成 24 年 10 月までで累計 39 号を発行いたしました。



２．(3)．②経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況

震災による甚大な影響や企業を取り巻く環境の中で、これまでの地域密着型金融を推進と同様に、経営に関する相談・アドバイス等、コンサルティング機能の発揮に向けて、営業店・本部が一体となったソリューション営業を強化しております。

Ａ 本部専担部署との連携

地域再建・復興の進捗状況において、お客様毎に経営課題やソリューションニーズが異なり、専門的な知識や高度なノウハウ、個別のコンサルティングが必要とされております。当行では、本部専担部署との帯同訪問や、外部専門家との連携により積極的に対応しております。本部専担部署では、沿岸被災地での本部サポートに重点を置き、営業店別に担当者を配置し、お客様や地域とのリレーションを図っております。

【本部専担部と被災店との連携について】

◆復興関連制度等「復興推進ニュース」の発行について

当行では本部が主体的に岩手県や宮城県で定める各制度や情報についてとりまとめ、「復興推進ニュース」として全店に通知しております。
中小企業被災資産復旧事業費補助や岩手県中小企業復旧・復興施策概要及び施策普及講習会等の情報を被災店と共有し、復興支援に向け連携して取組んでまいりました。



Ｂ お客様の経営課題等の把握による最適なソリューションの提供

当行では、企業を取り巻く経済環境の変化に伴い、取引先の抱える経営課題やニーズは多様化、高度化していることから震災後に外部専門家・コンサルタント 4 社と提携を行いソリューションメニューを拡充しております。また当行は平成 24 年 11 月に中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」の認定を受けました。認定取得に伴い、経営力強化保証制度の取扱いを開始し積極的に中小企業のお客様のサポートを行ってまいります。

【格付け取得仲介サービスの支援事例】

◆復興に積極的に取り組む卸売業のお客様への支援事例について

お客様は昭和33年、当時20％台だった岩手県の上水道普及率の向上を図るべく創業し、郷土の発展に尽力されてきました。長年にわたりお客様視点の経営を実践し、安定した事業基盤と強固な財務基盤を築いていることが高く評価され「a」の格付けを平成24年10月に取得しました。また

お客様は岩手県遠野市に営業所を開設し沿岸被災地の復旧・復興に取組むとともに、震災による孤児や遺児の為に「いわて学び希望基金」への協力も行い、復興のために総力を上げて取組んでおります。

Ｃ 地公体との連携

当行では、紫波町が進めている「紫波中央駅前都市整備事業（オガールプロジェクト)」の中核施設である、「オガールプラザ（紫波町情報交流プラザ)」建設に際し、事業主体である「オガールプラザ株式会社（代表取締役　岡崎正信)」(SPC）に対し、平成 24 年 6 月にプロジェクトファイナンスによる融資契約を締結しました。本事業は、入居テナントもほぼ県内事業者であり、大手資本に頼らない県内初の地域完結型公民連携事業となる画期的なもので当行としても積極的に関与してまいりました。

今後も地方自治体や地元企業と連携し、PFI・PPP 事業に対し積極的に取組んで行くとともに、震災復興への活用も検討してまいります。

２．(3)．③早期の事業再生に資する方策

Ａ　中小企業再生支援協議会及び企業再生支援機構との連携による事業再生

中小企業再生支援協議会の平成 24 年度の実績は経営改善計画策定先が 1 先、前年度からの継続案件である会社分割を想定した抜本的な事業再生計画の策定支援中の案件が 1 件となっています。当行では、平成 21 年 10 月より融資業務に精通した行員 1 名を協議会に出向させており、現状に即したより実現性の高い事業再生支援に向け連携を強化してまいりました。平成 24 年 6 月には、中小企業再生支援協議会と「中小企業の再生支援に係る新スキーム等について」の勉強会を開催し、意見交換を行いました。

お客様の事業再生、業種転換、事業承継等の支援が必要となった場合、債権者間の調整が必要となることから、債権者間の調整に必要な透明性や妥当性を高めるため、案件検討の初期段階から協議会への事前相談を積極的に活用しております。また、財務内容の棄損度合いが大きく、債権者間調整を要する中小企業に対しては、外部の専門的ノウハウを活用すべく、東日本大震災事業者再生支援機構及び岩手産業復興機構との連携並びに中小企業再生支援協議会及び企業再生支援機構についてもコンサルティング能力を有効に活用し企業の再生に向けて連携しております。

Ｂ　取引先の多様なニーズに迅速に対応するため専門的知見や全国的なネットワークを有する外部機関との連携による事業再生

当行では、専門的知見を有する外部機関との連携・協力により復興支援体制を構築するために、あおぞら銀行、監査法人トーマツ、株式会社エスネットワークスとそれぞれ復興支援に向けた連携・協力に関する締結をしております。上記外部機関は、お客様の売上高向上のためのビジネスマッチング

や事業承継のための M&A 等、事業再生のための連携ネットワークとしての役割も期待できるため、月に 1 回以上の情報交換をおこなっております。今後も情報交換を密に行い、コンサルティング能力を補完・向上させ、事業再生を支援してまいります。

Ｃ　建設企業のための経営戦略アドバイザリー事業の活用

国土交通省及び財団法人建設業振興基金では、中小・中堅建設企業の新事業展開、企業再編・廃業等の経営戦略の実現を支援する「建設企業のための経営戦略アドバイザリー事業」を展開しております。当行は本事業を活用するため国土交通省及び財団法人建設業振興基金とパートナー協定を締結しており、現在 1 先のお客様について事業再生計画の策定に着手しております。今後も本事業の活用により、建設企業を支援してまいります。

２．(3)．④事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

Ａ　事業承継支援

当行では、これまでも経営者との日常的な面談等により事業承継に関する支援ニーズを把握するとともに、営業店と本部、外部専門家にて連携を図り課題解決に向けての支援に取り組んでまいりました。現在、9 先のお客様から事業承継について相談を受けており、営業店と本部が連携してきめ細かく顧客ニーズをヒアリングし、一部外部専門家を紹介するなど積極的な支援を継続しております。また、平成 24 年 9 月には、事業承継に関するコンサルティング実績の多い税理士法人とも提携し、税制面からのサポートと比較的小規模な事業者への積極的な支援にも取組んでおります。

Ｂ　後継者育成支援

当行では、「次代を担う後継者の育成」のため、後継経営者・若手経営者の方々を対象に、中期経営計画の策定や組織づくり、人材育成をテーマとした後継者セミナー「社長の道場」を開催しております。今年度からは、経営者にとってより身近な内容にリニューアルし平成 24 年 8 月 29 日に「社長の道場」夏季特別セミナーを開催し、約 80 名の経営者・幹部が参加いたしました。現在まで 14 回開催し 830 人が参加しております。平成 24 年 11 月 27 日には「社長の道場」実践講座シリーズ①～財務に強くなる講座～を開催いたしました。
講座では財務分析のポイントを分かりやすく解説しております。
『社長の道場』実践講座は、シリーズとして毎回テーマを定めて、
今後も継続的に開催してまいります。

【「社長の道場」実践講座】



３．剰余金の処分の方針

当行は、銀行業の公共性を踏まえ内部留保の充実に努めると共に、配当につきましても安定的な配当を継続することを基本方針としております。平成24年9月期につきましては、普通株式の配当は1株あたり2.5円、第一種優先株式については約定に従った配当を行ってまいります。また平成49年9月末には国の資金100億円を返済するための財源として利益剰余金を確保出来る計画となっております。なお、当行は本計画以上に利益剰余金が積み上がった場合、国の資金について早期返済を検討してまいります。

４．財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策針

４．(1)．経営管理に係る体制及び今後の方針

経営管理体制の充実は、株主の皆さまをはじめとし、お客さま、地域の皆さま等すべてのステークホルダーの方々から厚い信頼を確立していくため、最も重要な経営課題の一つであると認識しております。当行では経営管理に係る体制の充実を図るため、的確な経営の意思決定、決定に基づく迅速な業務執行、並びに適正な監督・監査体制の構築に努めております。

当行は取締役会を原則月1回開催し、経営に関わる重要事項の決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督を行っており、平成24年度上期は7回開催しております。

常務取締役以上及び常勤監査役で構成される常務会は原則毎週開催され、迅速な意思決定を行う体制を整備しております。平成24年度上期は常務会を32回開催しております。

４．(2)．業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針

当行は監査役制度を採用しており、監査役会は監査役5名（会社法第2条第16号に規定された社外監査役3名を含む。）で構成されております。取締役会については監査役5名が、常務会については常勤監査役2名が出席し、適切な提言・助言を行っております。また業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。平成24年度上期は監査役会を6回開催しております。また監査役は取締役会への出席を通して経営のチェックを行うとともに、営業店及び本部各部の業務執行状況、内部統制の有効性及び法令遵守状況等を監査しております。

４．(3)．与信リスクの管理(不良債権の適切な管理を含む)及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びに今後の方針

①リスク管理体制

当行では業務運営上発生が予想されるリスクについて、統合的リスク管理の考え方のもと取締役会

がリスク管理の基本方針、及びリスク管理体制を定めております。

リスク管理の基本方針では、リスクを定量化し自己資本と対比して管理する統合リスク管理と、統合リスク管理の対象外とするリスク管理とに区分し、前者は、資産・負債の総合管理、自己資本管理、流動性リスク管理に係る事項も含め ALM 委員会において管理する体制としております。後者は、リスクカテゴリーごとに主管部を明確にし、当該主管部ごとに管理体制の堅確化に努め、リスク要因の顕在化を抑制する管理体制としております。

今般、東日本大震災による大きな被害と経験を踏まえ、リスク管理規程における危機管理に係る基本方針と管理態勢に係る定めを見直ししました。金融システムの機能維持のため強固な業務継続体制を構築することを基本方針に掲げ、災害発生時の的確な行動と、金融サービスの継続または早期再開・復旧ができるように業務継続体制と防災対策の強化を図りました。

②統合的リスク管理

統合的リスク管理については、リスクの顕在化によって発生が予想される損失額を統計的な方法で計測し、これらの合計をリスク量として経営体力の指標である自己資本を勘案して設定するリスク許容限度額と対比して管理する統合リスク管理と、統合リスク管理の対象外とするリスク管理とに区分し管理しております。

経営陣と関係部で構成する ALM 委員会では、自己資本、リスク管理態勢、収益性、流動性（特に市場部門）を踏まえ、市場部門および貸出金の一部において、毎期、ポジション枠を設定する態勢としております。また、各部門のリスク枠や損失限度枠等の設定は実施しておりませんが、銀行全体の市場リスク量と信用リスク量の合計に自己資本額を基準としたリスク許容限度額を設定し、経営体力に見合ったリスクテイクとなっているか、毎月確認しております。なお、リスクテイクは管理可能なリスクを対象とする方針としていることから、複雑なリスクは保有しておりません。

③信用リスク管理

当行の信用リスク管理については、融資規程(クレジット・ポリシー)において、信用リスク管理の基本方針として、信用リスク管理態勢の整備、与信審査の客観性の確保、問題債権の管理、与信ポートフォリオ管理による与信集中の排除、信用リスクの定量的把握、適正な収益確保等の方針を定め、実施しております。さらに、信用リスク管理規程において、目的、定義、範囲、態勢及び役割、管理方法等を定め、適正な信用リスク管理が実現するよう態勢を整備し、実施しております。

与信ポートフォリオについても、四半期ごとに ALM 委員会で経営に報告し、信用リスク額、リスク量、予測最大損失額等の把握を行うとともに改善策等を指示する等管理しております。具体的な顧客管理手法としては、融資先管理要領に基づき、大口与信先、特別管理先、経営改善指導先を選定し、営業店のモニタリング等を基に年 2 回、営業店と本部で取組方針協議を行い、支援及び管理を行っております。また、本部管理・指導が必要な先については、融資統括部及び企業経営支援室が顧客訪問し、経営改善計画策定等の支援・指導等を行っております。

不良債権の管理としては、営業店からの毎月 2 回の期日経過債権の報告や月例の貸出金延滞報告に

より管理を強化し、不良債権発生の未然防止や回収を図っております。実質破綻先以下の管理は、毎年 2 月末、8 月末基準日として営業店より、債権管理報告を受け、早期回収・資産の流動化に向けた方針協議を行い、整理・回収を強化しております。今後につきましても、信用リスク管理として、態勢等の整備・強化し、信用リスク管理の適正化を図り、取組方針協議を基にこれまで以上に企業経営支援室が積極的に関与し、経営改善や事業再生の可能性が高いと見込まれる先を健全な企業に立直すための支援を行ってまいります。

不良債権対策として、問題先を特定の上、取組方針を明確化し、経営状況等を適切に把握・管理を行い、必要に応じて経営再建計画策定の指導や整理・回収を行ってまいります。

④市場リスク管理

市場リスク管理については、市場リスクの所在、市場リスクの種類・特性及び市場リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の重要性を認識し、適正な市場リスク管理体制の整備・確立に向けて、リスク管理の方針及び管理体制の整備をしております。

具体的には、毎期、資産・負債の総合管理や自己資本管理等に関わる ALM 運営方針を決定し、また、市場部門が当該方針に基づき検討する戦略目標について、経営陣と関係部で構成する ALM 委員会において協議、決議しております。ALM 委員会では、市場部門の戦略目標について、毎期、市場運用業務等の方針を設定し、市場リスクを管理可能なリスクに限定する中で安定的な収益を確保することを確認しております。また、毎月、有価証券に関わる売買方針についても確認しております。

⑤流動性リスク管理

流動性リスク管理について、流動性リスクの所在、流動性リスクの種類・特性及び流動性リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びに流動性リスク管理の重要性を十分に認識し、リスク管理規程、ALM 運営方針、市場運用業務等の運用管理基準等の規定を定めております。月次の ALM 委員会において、資金の運用・調達状況の予測に基づく中長期的な資金動向の報告を行なうほか、市場運用業務等の運用管理基準に日次・月次等の定例報告を定め、また、重要な事項については随時報告する体制としております。日常および危機事象発生時等における資金繰り管理態勢をより明確にすることを目的として流動性リスク管理態勢を見直し、安定的な業務運営を図る体制としております。

⑥オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスク管理については、事務リスク・システムリスク、その他オペ・リスク（法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク）の区分毎に主管部を定め、管理を行う体制としております。事務リスクについては、事務規程の整備、研修及び営業店事務実施指導等により、厳正な事務取扱の定着に努めております。システムリスクについては、当行は基幹システムの運営・管理を外部へ委託しておりますが、委託先と共同で管理体制の整備を図る等、システムリスクの顕在化防止に努めております。その他オペ・リスクについては、当該主管部署ごとに管理体制の堅確化に努め、また、検査及び内部監査の実施により、リスク要因の顕在化を抑制しております。